

## 『能本三十五番目録』考

竹本, 幹夫

---

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

21

(開始ページ / Start Page)

87

(終了ページ / End Page)

108

(発行年 / Year)

1997-07-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020492>

# 『能本三十五番目録』考

竹本幹夫

## はじめに

宝山寺に現蔵される『能本三十五番目録』は、一枚の大判の楮紙(三二五×五二一ミリ)に能の曲目を覚え書きしたものであり、そこに記された三十五曲の曲名が世阿弥時代の能本の曲目控えと目されることから、能楽研究史上重要な資料とされている。現状は、料紙の右端中央辺に「世手跡能本卅五番」と記し、料紙上部に三十三の曲目を列記し、「トウカンコシ」「スミタカワ」「ヤマウハ」の下部にあたる料紙中央部に「此外ヨロホシ／竿ノ哥之能アリ／不審也」と三行書きし、「マタカシワサキ」の下部に「此本ミエス」と墨書してそれを墨滅する。裏面には料紙中央上部に「一大事の物共」と墨書し、また左端に「世阿弥手跡」と記してある。これらの記事には複数の筆が混じており、それぞれをどのように判定するかにより、その資料性の評価にも重大な相違が生じうる。現にこの文書を禅竹時代のものとする通説に対し、より後代のものとする立場も存在する。本稿はそれら先学の所説の再検討を通じて、本資料の価値を再確認するものである。なおこれは『中世文学』四二号に掲載予定の拙稿「『二道』執筆以後の世阿弥の作風」の続編である。世阿弥晩年期の能作の実態に関する概論を主体とする右の論考に対し、そこで示した仮説の前提となる資料研究を行うのが本稿の目的である。また本年四月岩波書店刊の月曜会編『世阿弥自筆能本集』所収の「能本三

十五番目録解題」において、本稿とほぼ同趣旨の主張を記したが、紙幅の関係上言及できなかった事柄が少なくない。本稿はその補足の意味も兼ねるものである。

## 一 従前の諸説の検討

本書については、その全体が世阿弥筆と考える立場から、室町後期の筆者不明の覚え書きとする立場までが存在する。まず初めの本文書の発見者である川瀬一馬氏の説（『世阿弥自筆伝書集』解題）を要約的に紹介しよう。

① 世阿弥自筆能本七番（弱法師・知章を加えた数）が皆この中に含まれている点からも、これは世阿弥が禅竹に相伝した能本の目録である。

② 料紙の上方にある三十三番の曲名は、世阿弥の筆である。

③ 紙背中央の「一大事の物也（共）を「也」と誤読」と目録の内題、及び注記の「此外ヨロホシ竿ノ哥之能アリ不審也」とは、禅竹の筆である。

④ 料紙が長いので古くから巻いてあったらしく、巻納めの部分に「世阿弥手跡」の外題がある。（これのみは禅竹以後の金春大夫（あるいは禅鳳か）の筆であろう。

⑤ 能本ならびに目録はいかに遅くも永享八年内の筆には相違なからう。

右に対し、西野春雄氏は「世阿弥晩年の能——能本二十五番目録」をめぐって——（『文学』昭和四六年五月号）において、大略以下のように説かれた。これも要約的に紹介したい。

① 本書は、世阿弥が若き日の金春大夫に相伝した能本の目録（曲目控え）と考えられる。

② 本文書の上段に記された三十三番の目録本文の筆跡は世阿弥の片仮名用字法とは異なっており、世阿弥筆とは考えられない。その筆跡や書き癖から、若干の疑問はあるものの氏信自身の筆跡と思われる。

③ 三十三の曲目は、ユミヤワタノイシカワノ女郎、スミヨシモノクルイノヒカルケンシ、タ、ツノタムラ、トモアキラの4回にわたって書き継いだものらしい。

④ 曲目下部の「此外ヨロホシ竿ノ哥之能アリ 不審也」と、マタカシワサキに関する「此本ミエス」の注記とは禅竹の筆跡に酷似するので、同人の加筆であろう。

⑤ 「世手跡能本卅五番」の見出しは、概ね禅竹筆かとも思われるが、「卅五番」の筆跡にやや不審な点があり、世阿弥自筆でないトモアキラも加えて初めて三十五番となる点も不審である。

⑥ 紙背中央に「一大事の物共」と書かれているのは世阿弥の筆跡と似ている。世阿弥が能本を相伝するに際し、この料紙を外包みにして、中央に「一大事の物共」と記して、金春大夫へ送ったものか。その包み紙を利用して氏信は、相伝を受けた能本の曲名を順次記していったものである。

⑦ 料紙は古くから巻いて保存してあったらしく、巻納めの外面に「世阿弥手跡」とあるが、おそらくこれは後人の加筆と思われる。

⑧ 自筆能本巻末の年記・署名は、氏信へ相伝するために書写した書写年次を示すものであろう。

⑨ 正長二年奥書のヨロホシは、相伝の時期の最も遅れたものであろう。すなわち大体の目安として、応永三十年頃から正長・永享初年頃の相伝と考えられる。

西野説は川瀬説の②を否定して世阿弥筆の文書ではないとした上で、同じく川瀬説の③⑤⑥⑨等に若干の変更を加えたもので、②以外は概ね川瀬説を発展的に継承したものとみなしてよい。曲目部分を世阿弥筆ではないとする西野

説は、現在では定説となっている。

西野氏が本書を概ね禅竹時代の文書と認め、そこに記された作品が大筋で世阿弥晩年期の成立であることを主張しておられるのは、拙稿も踏襲したい立場であるが、すべてが世阿弥から禅竹への相伝曲であったかどうか、「一大事の物共」の文字は能本が相伝された時点からすでに記されていたものかどうか、金春家にこれらの能本が将来された上限と下限はいつか等々の問題については、なお曖昧な点が残るのである。その曖昧さから本書の資料性を極力低く見積もったのが、次に紹介する伊藤正義氏の説である。

伊藤正義氏は新潮日本古典集成『謡曲集』の「龍田解題」などで、本文書を世阿弥から禅竹へと相伝された能本の目録とする川瀬説・西野説に代表される通説に批判的な立場を取られた。その中心的な記述は「龍田解題」に見えるが、同解題以外にも『能本三十五番目録』に言及する部分を以下に列記しよう。

① 「世手跡能本三十五番」目録に「タツタヒメ」の曲名が見える。同目録は、世阿弥から禅竹への能本の相伝目録と見なされているが、いわゆる相伝状とは考え難く、室町中期頃の金春家における、世阿弥手跡を含む古能本の整理確認目録とでも言うべき性質のものと考えられる。従って同目録の所掲が直ちに「タツタヒメ」の世阿弥時代における存在の根拠とはなり得まい。(龍田解題)

② 世阿弥自筆能本(年記なし)が伝存し、また『能本三十五番目録』に、「カシワサキ」と、「マタカシワサキ」とが記されており、《柏崎》二本が世阿弥から禅竹へ伝えられたらしい。(柏崎解題)

③ 『能本三十五番目録』に『タムラ』が見えるが、これをもって世阿弥時代の作とはなし得ない。(田村解題)

④ ……『三道』に「放下には、自然居士・花月・東岸居士・西岸居士などの遊狂」と記されている点で、その時代には成立していたかも知れない。『能本三十五番目録』にも「トウカンコシ」が掲出されている。(東岸居士解

題)

⑤ ……金春禪竹の『歌舞髓脳記』に「大夫臣(進)朝長」を掲出するのが初見で、『能本三十五番目録』にも「トモナカ」の曲名が記されている。(朝長解題)

⑥ 『能本三十五番目録』に「ノキバノムメ」の名が見え、また金春禪鳳伝書中には「軒端の梅」(『反古裏の書』一)、「好文木」、「東北院」(以上『禪鳳雑談』)の名で呼ばれているが、……(軒端梅解題)

⑦ 『申楽談儀』に……「八幡放生会の能」の所演が見え、……また「放生会の能」とも見えていて、それが『放生川』の古名であることがわかる。『放生川』の名は、禪鳳の『毛端私珍抄』や、『能本三十五番目録』に見える。(放生川解題)

すなわち、『能本三十五番目録』を「室町中期」の資料と認めつつもそこに記された曲目のすべてが世阿弥時代の能本であるとは限らないとし(①)、本文書の下限は禪鳳伝書と同時代かその直前あたりに想定する(⑥⑦等)のが伊藤氏のお考えである。①に見えるように、『能本三十五番目録』は世阿弥から禪竹への「能本の相伝状」ではない(①)というのが伊藤説の認識の基本であり、それは片仮名書きを主体とする本目録の筆者考証が、極めて困難であるという事実を前提とする説のようである。

しかしながらこれを世阿弥から禪竹への「能本の相伝状」と考えるのは、本文書を世阿弥自筆とする立場を取らぬ限り不可能であり、世阿弥自筆説が完全に否定されている現在においては、あまり意味のある立論とは思えない。西野氏は、「世阿弥から禪竹に相伝された能本の曲目控え」とされており、それが現在の通説なのであって、「相伝状」であることを主張したのは川瀬説のみである。従って伊藤説の力点は、そう明記されてはいないものの、本文書が禪竹筆であることを主張しない点にあり、またたとえ禪竹筆と考えるにせよ、三十五番のすべてが世阿弥時代の能本で

あるという根拠は本目録に存在しないと考える点にある。だがはたしてそのように断定できるのであろうか。また一方では本文書が「室町中期」の成立であることについて、伊藤氏は特に根拠を掲げずに述べておられるが、筆者不明の文書の下限をどのようにして明示できるのであろうか。そこで前掲の西野氏説の再検討を含む、本目録の書誌的な問題の再検討が必要になる。伊藤説を主張するためには、西野氏の筆跡に関する立論を検証することが不可欠なはずであるが、伊藤氏の解題には、紙幅の制限のためであらうが、そのことが書かれていないのである。一方西野氏説の最大の問題点は、世阿弥筆ではないことが当時すでに明らかにされていた久次本「トモアキラ」が、『能本三十五番目録』に含まれている点について、必ずしも明快な判断を示しているわけではない点にある。これと関連して、久次本「トモアキラ」を世阿弥自筆ではないとしながら、その一方で三十五番分の曲目全体を禅竹の筆跡であるとしたり、現存の能本の奥書年記中、最古と最新のものを参照して相伝の期間を想定するなどの点で、いくつかの不整合が生じてくるように思われる。例えば「世手跡能本卅五番」の見出しを含む目録全体を禅竹筆と認定した場合、被相伝者である禅竹自身が、世阿弥自筆能本ではない久次本〈知章〉を目録に加えたことになり、文書としての整合性を欠いた形になってしまうのである。

一体『能本三十五番目録』の筆者を筆跡考証のみによって推定するのは、事実上不可能に近い。本稿においても禅竹筆の可能性を中心に、写真による照合を行ったが、対象となる文字の大半が片仮名書であり、禅竹の筆跡と明らかに別筆ではないという程度にしか、確認できないのである。むしろ文書としての形状や書式から、本目録の成立についてかなりのことを汲み取れるのではないか、というのが本稿の立場である。

## 二 『能本三十五番目録』の筆者と成立

### 【形状の概要】

『能本三十五番目録』の料紙が、その大きさや紙背中央上部に記された「一大事の物共」の位置から見ても、能本の上包みであった可能性は強い。複数の能本をこれで包んでいたのであろう。ただしこの包み紙がどのような状態で金春家に存在していたのか、到来した時の包み紙であったのかどうか、「一大事の物共」が世阿弥自身によって記されたものと考えてよいかどうか、等々の事柄については、一応検討の余地がある。

また、能本が一度に纏めて与えられたわけではなからうと考えるのが通説であるが、もしも世阿弥からのものと考えれば、これは初回の時の包み紙と見るのであろうか。また目録本体部に記された三十三曲の内、初回分が後述するように二十曲前後あったとして、この紙で全体を包み込めるのであろうか。能本の贈与が相伝の意味を持っていたとして、複数曲をまとめて相伝することがありえたとすれば、なぜ現存の能本の奥書は、全て年記を異にしているのであろうか。また年記を記さぬ能本があり、宛先を明記せぬものが少なくないのは何故であらうか。そもそも自分の能本に「一大事の物共」と記して相手に送るものであろうか。これらの諸問題には答えの見出し得ないものもあるが、やはり検討しておくべきであらう。

本目録の料紙の大きさは現状で縦三三五ミリ、横五二一ミリの厚手の楮紙で、同じ楮紙ながら薄手の紙を用いる宝山寺蔵の世阿弥自筆能本五番とは厚みが異なり、別料紙のようである。能本の大きさは、〈盛久〉が紙高二六五ミリ、全長一九四五ミリ、〈多度津左衛門〉が紙高二五五ミリ、全長一九一四ミリ、〈江口〉が紙高二五八ミリ、全長一八四六



ミリ、〈雲林院〉が紙高二六〇ミリ、全長一九一四ミリ、〈柏崎〉が紙高二五六ミリ、全長二〇九五ミリである。紙継ぎの上に文字が書かれており、当初より巻紙の形であったのであろう。なお臨模本である〈弱法師〉や久次本〈知章〉の紙高・全長もこれらと大略同寸である。また観世文庫蔵の世阿弥自筆能本は天地を裁ち落とされているものもあるが、全体に宝山寺本よりはやや紙高が高く、〈難波梅〉以外は、原態は二〇〇ミリを超えていたことが確実である。

すなわち伝来により寸法はまちまちなのであるが、宝山寺に伝存した能本から考える限り、本目録が能本の上包みとして小さすぎることはないと考えてよい。しかしながら問題は一度に包装される能本の数である。紙高二百六十ミリ前後で全長二〇〇〇ミリ近い無軸の巻紙とは言え、新聞紙一面分よりも小振りな料紙に包み込める分量には自ずから限度があろう。「物共」とある以上は一番ではないはずであるし、数番というのでも少なすぎる。一方最大では、能本一番が約直径三十ミリとして、実際に試してみたところでは、二十本程度の巻紙を包み込むのがせいぜいである。もちろん三十五番のすべてをこの料紙に包み込むことは不可能なのである。

料紙の中央上部に「一大事の物共」と記されるのは、それでかなりの数の能本を包んでいたことを何よりも雄弁に物語っているよう。金春家で能本群を保存するときに、能本の上覆いにこの紙を用いたと考えるのは、貴重な秘伝書の保存のあり方としてはやや異例の感があるし、そもそも三十五番分を覆いうるほどの大きさでもないのであるから、やはり金春大夫家に到来したときの包み紙であったと考えたい。裏に記された曲目は到来時からあったにしては、覚え書き風の書式で不自然であるから、金春家に到来後、記されたと考えるのが自然であろう。その後は、包み紙としてではなく、曲目控えの目録として能本と共に保存されたのではなからうか。ただしこの紙に包まれて到来した能本が、最初の相伝本であったかどうかは、これらからだけでは断定できまい。また「一大事の物共」と記したのが世阿弥であったかどうか、検証の要があろう。

## 【「一大事の物共」の筆者】

料紙の紙背中央上部に記された「一大事の物共」(写真①)の筆者は西野説では世阿弥であろうとされている。この料紙が本来は到来した複数の能本の包み紙であったことはすでに見たとおりである。元々包み紙で後に目録に転用されたものであるならば、「一大事の物共」の文字は、目録が書き込まれる以前から存在していたこともほぼ確実視されよう。そこに初めから書かれた文字であったとすれば、世阿弥の筆跡である可能性は強い。しかしながら、世阿弥自筆の『花伝第六花修』第二条に見える「一大事」(写真①)とは同筆かどうか断定できない。「事」については「佐渡書状」に類似の書体が見え(写真②)、「物」は『花修』にかなりよく似た書体が見える(写真③)。「共」も『花修』にある(写真④)が、同筆かどうかは断定できない。問題は「の」である。世阿弥の「の」はいずれも縦長の印象で、『花修』の場合は上の字から続く例が多く、そうでない場合でも、右上から入筆して左上に転回するのが、『花修』から「佐渡書状」までに共通する特徴である(写真⑤)が、「一大事の物共」の「の」は、左上から右下に力が入った形で入筆するので、全体が平たく横長になるのである。ただし「物」をはじめとする全体の印象では、世阿弥筆と考えることはさほど無理ではない。

またこの文字の筆者を世阿弥と考える時に問題となるのが、自分で与えるものに「一大事の物共」と記すかということ、これを禅竹筆とする川瀬説も検討の要がある。こうした文言は、相伝者の世阿弥以外の人物が記したと考える方がより自然ではあるが、全くありえないことではないし、伝書の奥書には秘すべきことを述べる例が多いから、不自然という程でもないと考えておく。なおこのことに関連して、国文学研究資料館蔵の金春禅竹筆『六輪一露之記』の表紙外題に「一大事之秘書也」と肩書きされる例が参照される。この外題は禅竹の筆跡とされる(同館影印叢書2『金春禅竹自筆能楽伝書』)が、『六輪一露之記』の「一大事」と『能本三十五番目録』の「一大事」とは、別筆で

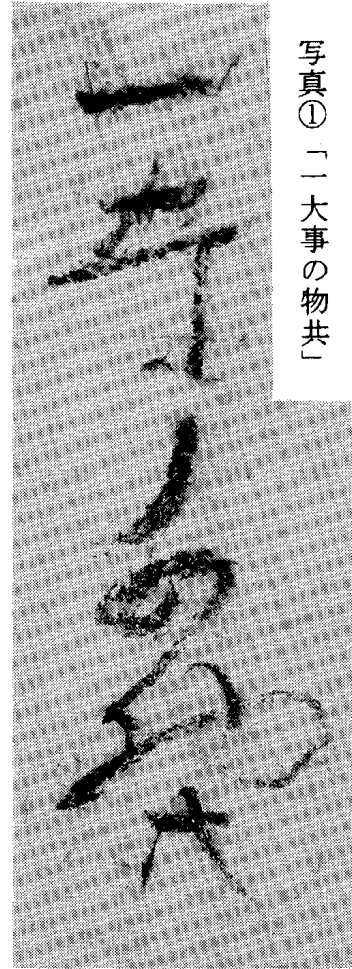
写真③『花修』第三条



写真①『花修』第二条



写真①「二大事の物共」

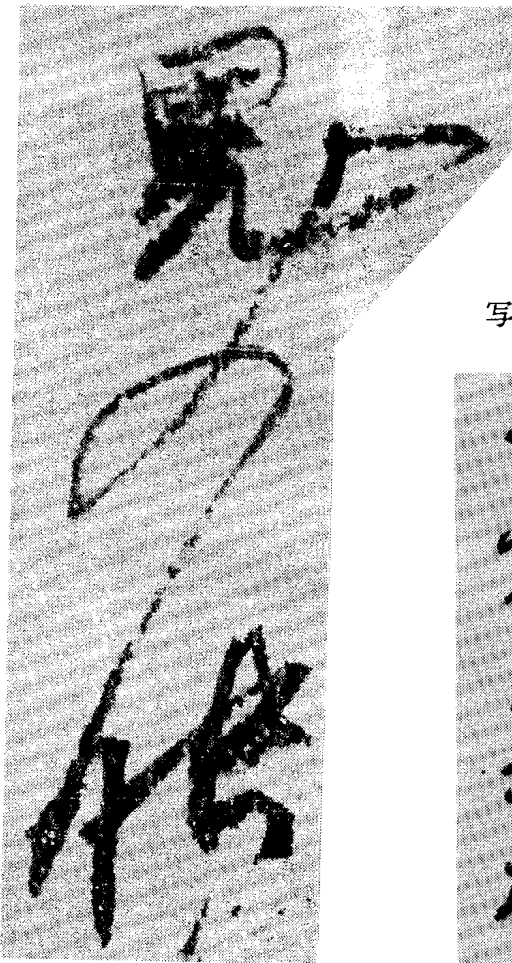


写真②「佐渡書状」

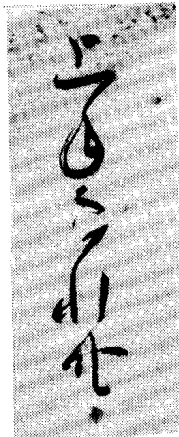


写真③『花修』第二条

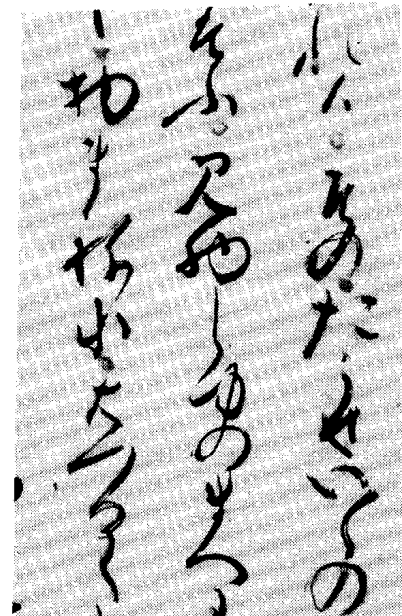
写真⑤「佐渡書状」



写真④『花修』第四条



写真③『花修』第三条



ある。したがって『能本三十五番目録』の「一大事の物共」は、禅竹の筆ではないと考えられる。

【見出しの筆者と三十四番が世阿弥自筆能本であった可能性】

「世手跡能本卅五番」の筆跡は、「三十五」という数が目録上段末尾に追記された(後述)「トモアキラ」と、下部の注記に見える「ヨロホシ」「竿ノ哥之能」を加えたものである点に最大の問題がある。「トモアキラ」の能本としては、宝山寺に現蔵される金春大夫宛ての応永三十四年久次奥書本以外にはありえないので、「世手跡」という見出しの語と矛盾するし、現存する世阿弥自筆能本には「世書」等と「世」の署名が必ず記されているから、被相伝者が誤って一括することはあり得ない。また「ヨロホシ」「竿ノ哥之能」に関する注記も、後述するように後人のものと考えられる。従って後人の付けた見出しであるかに見えるが、そうではなく、以下に述べるごとく禅竹の見出しに後人が加筆したものである。すなわち「世手跡」という言い方が、金春家においては禅竹以外にはあり得ないこと、曲目に対する見出しの位置関係が曲目記入当初より予定された意図的なものであるらしいこと(後述)、やや右下に向かう流れのある「世手跡能本」の文字に対し、「卅五番」はその流れを中断して真下に向かっており、しかも墨色もやや相違すること(写真⑥参照)などから、「卅五番」の部分のみが後人筆である可能性が強い。岩波版『世阿弥自筆能本集』では、「能本」の二字の筆者は不明としたが、「世手跡」と一連と認め、禅竹と考えたい。世阿弥を「世」と呼ぶ明確な例はないが、『花鏡』の永享九年貫氏奥書に「世、子孫之家」(「世子、孫之家」とも読める。「世土」と呼ぶ例が国文学研究資料館蔵『歌舞髓脳記』草稿本にも見える)、「観世入道世阿弥陀仏」「世阿」「世阿入道」(金春八左衛門本『歌舞髓脳記』。『幽玄三輪』、『六輪一露秘注』文正本にも「世阿」の例あり)がある。「世子」とも「世阿」とも呼んでいるわけで、「世」と呼ぶこともあったと想像できる。奥書に「世」とあるのに準じて「世手跡」と記した可能性が強いが、禅竹以外の後代の人物であれば、奥書のいかに関わらず世阿弥を「世」と呼ぶとは思えず、「世」とは「世阿

弥」のことだと解釈を加えて、そのように呼んだはずであろう。

これらの文字の用例については、「世」の比較的近い例として『六輪一露秘注』文正本の「世阿」を掲げておく(写真⑦)。「手」もやや特殊な字形であるが、文正本の幾つかを掲げよう(写真⑧)。この両例は積極的に同筆とはいえないが、別筆を主張できるようなものでもない。「跡」はやはり文正本に酷似した一例があり(写真⑨)、国文学研究資料館蔵『歌舞髓脳記』草稿本二七丁オの紙背一行目、二二丁オの紙背五行目などに同一の書体が見える(前掲書参照)。「能」は数多く類例があるが、貫氏(氏信の初名)自署奥書のある宝山寺本『花鏡』「批判之事」の「聞より出で来る能」の段落、「能のけしきしつむさうあり」の部分を掲出しておく(写真⑩)。類似の書体は『歌舞髓脳記』草稿本などに極めて多くある。「本」は「大」に「十」と書くのが禅竹の書き様であったらしく、参照したほとんどの例がこれであった。これも『花鏡』「序破急事」の「本風の姿」「すくなる本説」「本態風」を挙げておく(写真⑪)。

「世手跡能本」の部分が禅竹筆であるとすれば、目録本体部分で禅竹筆と認定できる分はすべて世阿弥自筆能本であったことになる。次に目録本体部分の筆跡の検討に移ろう。

### 【三十三曲分の筆者】

目録本体部分の三十三曲分が何度かに分けて書かれたことは、一応通説とみなしてよからう。問題はその区切りの回数、及び実際の相伝との相関性の有無である。この点について、最初に仮説を提示されたのは、西野氏である。すなわち「ユミヤワタ」以下「イシカワノ女郎」までの二十四曲分が初めに書かれ、次に「スミヨシモノクスイ」以下「ヒカルケンシ」までの四曲分、「タ、ツ」以下「タムラ」までの四曲分、「トモアキラ」と、前後4回にわたって書きついだものとされる。それに加えて、

その包み紙を利用して氏信は、相伝を受けた能本の曲名を順次記していったものであろう。

と述べられている。要するに四度に分けて相伝され、順次最初の包み紙であった本紙の裏に記していったと考えるわけである。しかしながらこの想定は、第一回目の筆記とされる分に奥書年次を異にする「モリヒサ(応永三十年奥書)」「ウンリンキン(応永三十二年奥書)」を含む一方で、第三回目の分に応永三十一年奥書の(江口)があることと整合しないのではなからうか。すなわち実際の相伝と本目録の記入との間には、一見は相関性がないのではあるまいか。なお前述したごとく、二十四番の能本をこの料紙に包み込めるか否かもやや微妙で、先述のごとく実際に試してみたところでは、恐らくは無理ではないかと思われることも付言しておきたい。すなわちこの曲目は、相伝時に逐次的に書き継がれていったものではないと考えるべきなのである。

これら三三曲分は、最後の「トモアキラ」のみは墨色を異にしており、書き始めの位置や字の大きさ、書体などがそれ以前の諸曲と相違するので、明らかに別筆と判断できる(写真⑫)。これは後人の加筆と考えてよい。

その他の三十二曲は、まず十九曲目の「イツ、」と次の「ウンリンキン」との間に行頭揃えの段差がある。「イツ、」まで揃っていた行頭が、「ウンリンキン」で少し下がるのである。そして以下「イシカワノ女郎」までは行頭が揃っている。それ以後は次第に書体が乱れ、字が大きくなっていくのであるが、これらの書き振りの相違が記入時期の相違の反映であるかどうかは断言できない。これら三十二曲中で最も多く用いられる片仮名は「シ」の十二例(「トウカンコシ」「センシユ」「シロトリ」「イシカワノ女郎」「スミヨシモノクスイ」「ウシヒキ」「ヒカルケンシ」等)で、「タ」の十例(「ユミヤワタ」「タマミツ」「タエマ」「スミタカワ」「タツタヒメ」「ウタウラ」「タ、ツ」「タムラ」等)、「ウ」の九例(「トウカンコシ」「ハウシヤウ川」「ウンリンキン」「ウタウラ」「ウシヒキノ能」等)、「カ」の八例(「トウカンコシ」「カシワサキ」「ミモスソカワ」「イシカワノ女郎」「ヒカルケンシ」等)がそれに続くが、いずれも同筆と判定可能である(写真⑬⑭)。またこれらの片仮名は、「ウ」「ヲ」「ス」「ツ」「モ」「リ」「ン」などが『明宿集』の禅竹片仮名書体(写

真⑬⑭⑮⑯)と類似しており、従来指摘されているように、禅竹筆の可能性が高いかと思われる。

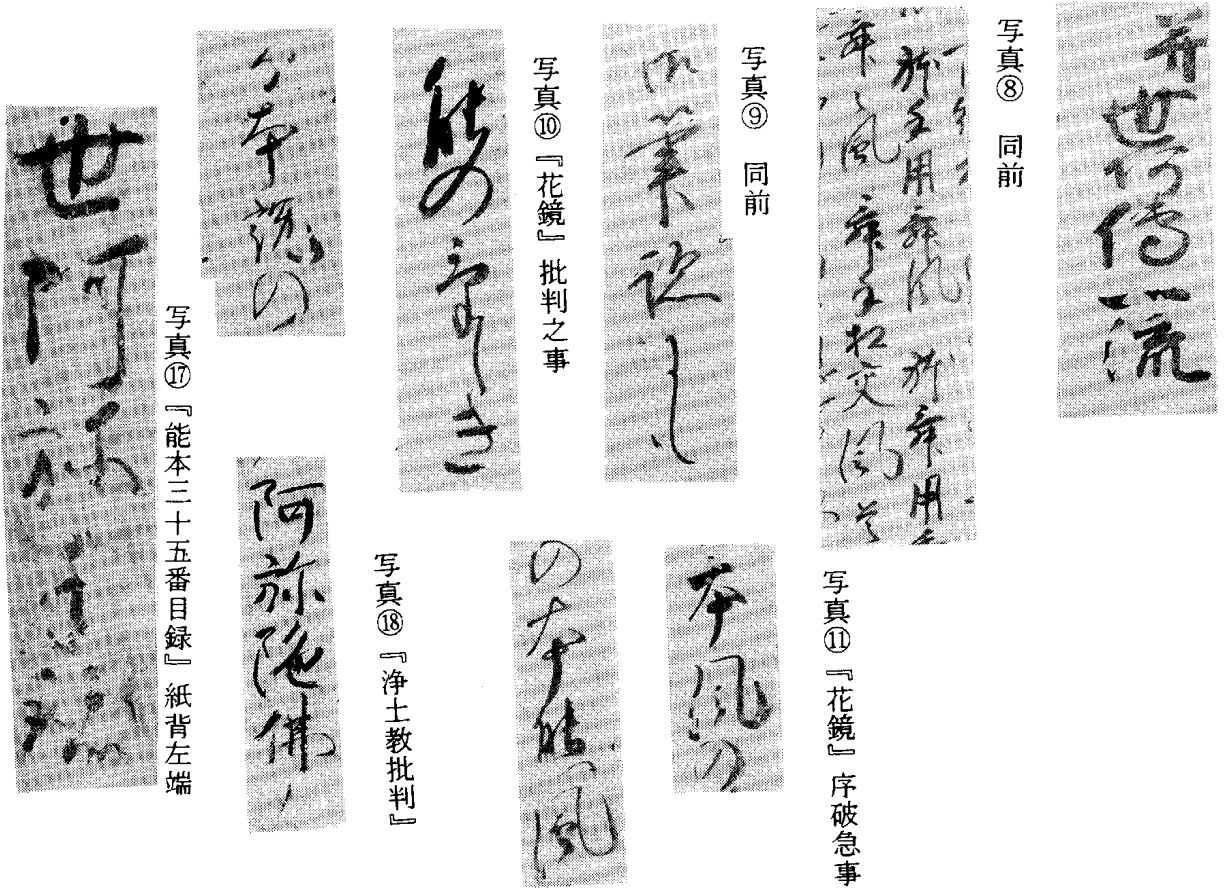
冒頭から「イシカワノ女郎」までの二十四曲分は、墨色・字の大きさが一貫し、ためにここまでが一気に書かれたものかとされたのが先述の西野説であるが、先に述べたような現存能本の奥書年記との整合性を念頭に置くと、むしろ五行前の「イツ、」までが一連であったと考えたいが、いかがであろうか。本目録の料紙の大きさとそこに包み込み得る本数との関連から見ても、「イツ、」までの十九曲がこの料紙に包まれて到来したと考えることには、とくに無理がない。第十一曲目に「カシワサキ」、第十七曲目に「マタカシワサキ」があるが、そのどちらが現存自筆本〈柏崎〉に相当するかは不明ながら、能本には年記が無いものの「金春大夫殿」と宛先が明記されていることもつじつまが合う。これらが一度に到来したとすれば、それは全てが世阿弥から金春大夫に相伝されたものであると考えられる。なお岩波版『世阿弥自筆能本集』の「能本三十五番目録解題」二六一頁上段に「宛先が明記される世阿弥能本は「江口」しかない」とあるのは誤りで、「柏崎」をも加えるべきであるので、訂正しておく。

目録後半の「ウンリンケン」以下、後人加筆の「トモアキラ」を除く十三曲中には、応永三十年八月奥書の能本が現存する「モリヒサ」が二十一曲目に見え、その直前の「ウンリンケン」は、応永三十三年十一月奥書の能本が現存する。また第二十九曲目には応永三十一年正月奥書能本の現存する「タ、ツ」が、第三十曲目には応永三十一年九月奥書で「金春殿」と宛先が明記される能本が現存する「エクチ」の名がある。宛先と年記を明記した〈江口〉が、後年の奥書を有する〈雲林院〉よりも後に相伝された可能性はないと考えてよく、従って「ウンリンケン」以下の分は相伝の都度書き加えられていったのではなくて、応永三十三年十一月以後のある時期に、それ以前の相伝分を一括して保存することにしたなどの事情があって、禅竹自身の手で書き加えられた(回数不明)ことが想像可能である。目録下部の注記に見えるように「ヨロホシ」と「竿ノ哥之能」が書き漏らされているのも、保存の際に、何らかの理由で書き

写真⑥『能本三十五番目録』



写真⑦『六輪一露秘注』文正本・問答①





漏らされたと考えた方が自然であろう。なお世阿弥自筆本の臨模本〈弱法師〉が正長二年二月奥書であることを以て、本目録がそれ以前に記されたと考えたこともあった(国立劇場展覧会図録『世阿弥―その生涯と業績―』)が、必ずしもそのように限定できるわけではないので、ここに訂正しておく。

ところで後半十三曲分に応永三十年八月奥書の〈盛久〉の名があることは、前半十九曲分が世阿弥より一括相伝されたとすれば、応永三十年八月以前に到来していただであろう可能性を示唆する。もちろん上記のごとく本目録が二度以上に分けて書かれたという前提を取らず、禅竹自身が後年に一度に筆記したとすれば成り立たない想定である。しかしながら包み紙としての料紙の大きさから考えて、二十曲前後が一括して禅竹の下に伝来したであろうことは疑いあるまい。その場合でも前半十九曲分が実は後半分よりも後の相伝であったり、包み紙に包んであった分を必ずしも先に書写したとは限らないかもしれない。とくに、後に相伝された能本の包み紙に、以前に相伝されていた分の曲名をも書き加えたという場合には、加筆分については相伝の順序とは無関係に曲目を書写することもあり得よう。これについては106頁以下に再説する。いずれにせよ包み紙の紙背に曲目を記すという発想は、包み紙と能本を別置した後は起こりにくいのではなからうか。

また第三十三曲目の「トモアキラ」は、料紙のほぼ左端近くに及んでおり、禅竹筆と思われる第三十二曲目の「タムラ」までが、ちょうど書き込めるように予定されていたかの印象を与える。次第に文字が大きくなるのも、はじめは慎重に余白を確保すべく書き始めたのが、余白が十分であることを後に認識して、書き振りが雑駁になったかのごとくでもある。

「世手跡能本」見出しの位置に対し、「ユミヤワタ」以下の曲目のそれはやや上に寄りすぎた印象である。これは当初、第二段目以下にも曲目を書き足す予定で書き始められたものではなからうか。ところが実際にはなんらかの理由

で上段のみで筆記を中断したのであろう。〈弱法師〉などの書き漏らした曲があることは、世阿弥からの相伝が停止したのではなく、単に筆記するのをやめただけであることを思わせる。後半部分の文字の乱れは、もはや第二段目の追記が不要となったことを背景とするのかもしれない。そのように考えれば、最終的には多数の能本が相伝されるであろうことを見越して、同封されていた一括相伝分を料紙の上部からきちんと書き記し、後に上段分のギリギリまで追記したと考えるのが、やはり合理的であろう。すなわちこの目録は、禅竹が実際に能本を伝授された若年の頃（盛久〈奥書当時は十九歳〉）に執筆されたものである可能性が強くなるのである。

### 【注記の筆者】

「マタカシワサキ」の下部に「此本ミエス」と注記して、それ自体を墨滅するのは、一見禅竹の片仮名書体と類似するが、自ら世阿弥自筆能本の曲目を筆記したのであれば、このように書くはずはない。これは曲目筆者と注記者とが別人であるために起こったもので、明らかに禅竹筆ではない。

「此外ヨロホシ竿ノ哥之能アリ不審也」も、右と同様の理由から、禅竹筆とは考えられない。禅竹自身であれば、この目録の書式から見て、第二段目に〈弱法師〉と〈竿ノ哥之能〉の曲名を列記したことであろう。なぜこの両曲が書き漏らされたのかは、理由不明であるが、たまたまこの両曲の能本が残ったために、あたかも書き漏らしのごとく見えただけであって、本来はもっと多数の能本が伝来しており、禅竹自身が筆記するのをやめてしまった可能性もあるのではなからうか。この注記者は、「トモアキラ」を追記した人物とは別人の、より後代の人物であろう。同一人物であれば、同じようにこの両曲も追記したであろうと思われる。「トモアキラ」の加筆者がこの両曲を追記しなかったのは、その時はたまたま見つからなかったからなのではなからうか。なんらかの理由で「ユミヤワタ」から「トモアキラ」までの三十三曲分が一括され、その他は別置されていたといった事情が推測される。〈弱法師〉は自筆本の臨模

本が現存するので、当時自筆本があったとわかるが、「竿ノ哥之能」については不明である。この注記者が「トモアキラ」の存在に不審を抱いていないらしい点に若干の疑問が残るものの、世阿弥時代の古能本であったからこそ、ここに注記されたのであろう。世阿弥自筆本であったかどうか厳密には断定できないが、そう考えたいところである。

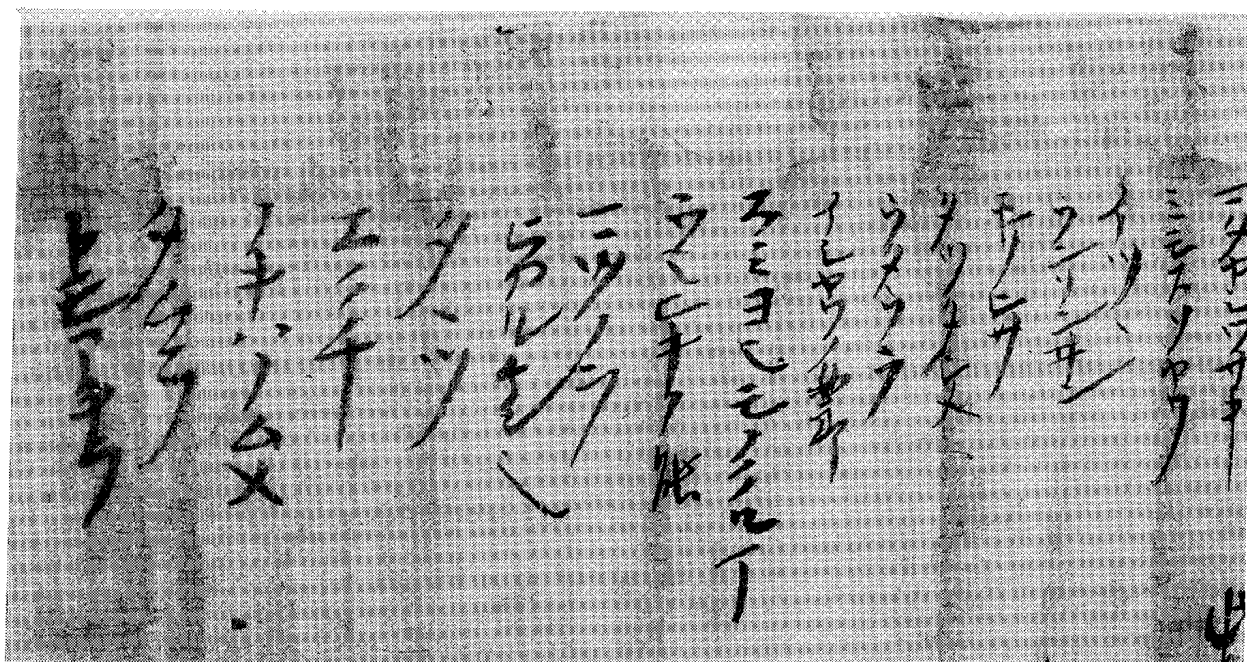
### 【端作りの筆者】

「世阿弥手跡」(写真⑩)の筆者については、諸説一致して後人筆とする。本稿もその立場に従いたい。書かれた位置が巻紙の巻納めに相当する部分であることから、この文書が包み紙ではなく能本目録と認識されて後の筆であろうと想像可能である。ただし問題は「世阿弥手跡」とは能本自体に対するものと考えるのが自然であるにも関わらず、これでは目録自体が世阿弥の筆跡であると認識しているかの文言になっている点である。目録冒頭の「世手跡能本」の見出しに基づく、やや不正確な言い回しなのであろうが、あるいは目録自体を世阿弥自筆文書と誤認しての記入なのかもしれない。川瀬氏はこれを禅鳳筆に比定されるが、禅鳳の筆跡とは思えない。「弥」字は禅竹自筆文書に数例の用例があるが、明らかに別筆である。写真⑦や『浄土経批判』の「弥」字を参照されたい(写真⑧)。

### 【すべてが世阿弥からの相伝曲であったかどうかの問題点】

岩波版『世阿弥自筆能本集』解題では、〈多度津左衛門〉に後人筆らしい不審な書き込みが存在すること(表章氏のご教示)から、あるいは世阿弥以外の人物が貫氏(氏信)への能本送付に参与した可能性があるのではないかと考えた。〈多度津左衛門〉の書き込みについてはなお検討の余地は大いにあるが、これまで述べてきたところからすれば、すべてが貫氏相伝曲であったとみて大過あるまい。印可の形式の一つに能本の相伝があったであろうことについては、すでに西野氏にご指摘がある。世阿弥一座の能で金春座が演じていたものの多くが、貫氏時代に世阿弥より相伝、もしくは上演を許可されていたものであると考えるのではなからうか。当時の猿楽役者の水準からすれば、他人の能

写真⑫『能本三十五番目録』



写真⑬『明宿集』第一条



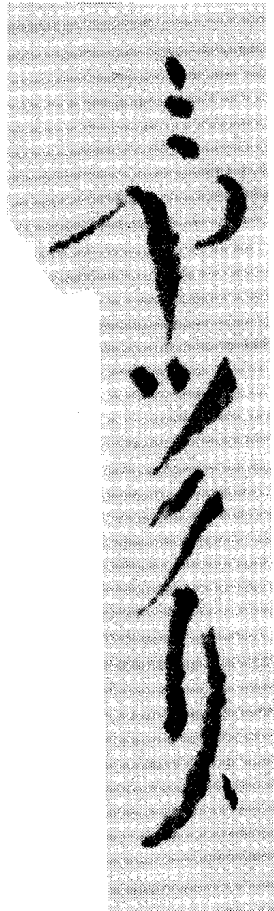
写真⑭ 同前



写真⑮『明宿集』第六条



写真⑯『明宿集』第九条



を見てそれを盗むということは可能であったかもしれないが、難解な詞章を聞いただけでそれを正しく継承できるはずはなく、もしそうであれば当然異説を多く生み出すはずであるのにも関わらず、現在諸流で演じられる能の詞章の多くは、流派ごとに僅差しかない。世阿弥作の能が常に世阿弥自身の手で各座の棟梁に相伝されたとは限らず、後代になってそれを上演していた座より譲り受けるということもありえたであろうが、どのような場合にせよ、文書による伝達が必須であったろう。その最も典型的な例が世阿弥から貫氏への能本の相伝であったわけであり、それは本目録から知られる三十四番に止まるものではなかったであろう。

### 【『三道』以後の能の概念】

さて前述したように、「ユミヤワタ」以下「イツ、」までの十九曲を〈盛久〉の奥書である応永三十年八月以前の相伝分と考えた場合、『三道』の奥書が同年二月であるにも関わらず、同書所収曲は〈弓八幡〉しかないことが問題となる。この十九曲中には、「スミタカワ」「イツ、」を初め、『申楽談儀』に詳しく言及される曲が少なく、「近来押し出だして見えつる世上の風躰」に名を連ねる資格のありそうな曲が並んでいるのである。そこに曲名がないのは『三道』成立後の作品であるということになると、他作も含むにせよ、二月から七月の間にこれだけの能が制作されたと考えざるを得なくなり、『三道』例曲から推測される世阿弥の能作ペースから見ても不審が残るのである。

『三道』所掲の人気曲二十九曲は、成立の上限又は下限のほぼ明らかでない〈八幡〉〈松風〉〈実盛〉〈塩竈(融)〉の中、上限は『満濟准后日記』応永二十一年五月十一日条に紹介される事件に取材した〈実盛〉、最下限は応永二十六年六月奥書の『音曲口伝』の末尾に〈関寺小町〉等と共に謡の一部が引用される〈塩竈〉であり、恐らくは『三道』奥書を遡るかなり以前にすでに人気曲となっていた可能性が考えられる。これらに対し「ユミヤワタ」を除く、本目録に名を連ねた「タマミツ」以下の十八曲は、第一線を退いた世阿弥が応永三十年前後に集中的に執筆した能を中心とするという可

能性も皆無ではない。しかしながらむしろこれら十九曲が、応永三十三年奥書〈雲林院〉等よりも後に、一括相伝された可能性を想定する方が無理がないかも知れない。

本目録所収曲のほとんどが『三道』以後の能であるという西野説は訂正の必要があるまい。本目録を「室町中期における金春家伝来曲の控え」とする伊藤説にしても、直接には「世阿弥の相伝状」を主張する川瀬説への批判であり、個々の所収曲の評価については態度を保留しているに過ぎない。ただし『三道』所収曲成立以後の能であるということは、『三道』奥書の応永三十年二月以後の成立であることを必ずしも意味するわけではない。実質的には世阿弥引退前後を上限とする頃から、短期間のうちに次々に成立したであろう能が、『能本三十五番目録』所収曲なのである。現在知られるその最下限は〈弱法師〉の正長二年であるが、中には『申楽談儀』成立以後に執筆された世阿弥最晩年の作品もあったかも知れない。「イシカワノ女郎」のように、『申楽談儀』で元雅の「中年寄りて」後に演じるようにと指定した能が貫氏に与えられていることを見ると、成立自体は『申楽談儀』以前であったにせよ、相伝はより後年になされた曲もあるのではなからうか。それにしても佐渡配流以前の永享五年までの相伝ではあろう。

## おわりに

以上再確認すると、『能本三十五番目録』は、応永三十年八月以前か同二十三年以後か(恐らくは後者か)に世阿弥から禅竹に一括相伝された二十曲弱の包み紙に、相伝直後に曲目を控えた禅竹が、応永三十三年以後のある時期に他の機会に相伝された分を追加加筆し、以後は加筆を中断したまま、能本と共に伝存されたもので、後年禅竹以外の人物によって「トモアキラ」が追記され、さらに後代になってこの書き入れに基づいて能本の所在を確認したときに、一

時的に行方不明になっていた「マタカシワサキ」を再確認し、曲目が記入されていないにも関わらず能本の現物が存在していた「ヨロホシ」「竿ノ哥之能」を追記し、その後に見出しの「卅五番」を加筆したのである。ということになる。本目録により、出家以後の世阿弥が極めて早いペースで精力的に能を制作し、能本の形で相伝していたことがわかるのである。

なお『能本三十五番目録』には、現存曲と同曲名ながら同じ曲かどうか判定できない作品が存在する。「センシユ」と「タツタヒメ」がそれである。現存曲〈千手〉と〈龍田〉はいずれも禅竹作とされているが、〈千手〉については『五音』上に所引される詞章が現行曲に見えないため、早くから別曲の可能性が指摘されていた。一方の「タツタヒメ」は、世阿弥時代の他文書に全く所見がなく、現存曲〈龍田〉が、永享四年三月伏見御所で矢田猿楽が演じた〈逆矛〉の影響作であることがわかるのみである(拙稿「作品研究〈龍田〉」『観世』昭和五十四年十一月)。〈逆矛〉成立の上限は不明であるから、その影響下に「タツタヒメ」が成立した可能性は皆無ではないが、現行曲〈龍田〉の作風はむしろ禅竹のそれに等しいことが、前掲拙稿執筆時からその想定をなす上での大きな障害になっていた。元雅作品を世阿弥が書写・補筆した〈盛久〉の例と同様、禅竹若年の作「タツタヒメ」を世阿弥が補筆して与えたものかとの可能性も考えたが、〈盛久〉の場合は元雅自身に相伝したわけではないので、実は同様にみなすわけには行くまい。むしろ「センシユ」と同じように、世阿弥時代には別曲「タツタヒメ」があり、それを禅竹に相伝したと考えるべきではあるまいか。これらの問題をはじめとする世阿弥晩年期の個々の能についての具体的な研究は、今後の課題としたい。

本稿は平成八・九年度文部省科学研究費補助金基盤研究C「観阿弥・世阿弥時代の能の形成過程の研究」の成果の一部である。なお本稿執筆にあたり、宝山寺より写真掲載の御高配を賜った。あつく御礼申し上げます。